



Title	中国におけるトレード・シークレット保護の現状と展望
Author(s)	孫, 令華
Citation	国際公共政策研究. 1998, 2(1), p. 65-75
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10388
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国におけるトレード・シークレット保護の 現状と展望*

The Protection of Trade Secrets in China: Present Status and Future Prospects*

孫 令華**

Sun Linghua**

This paper gives a review of the present state on China's system for the protection of trade secrets. In China, the trade secrets are protected mainly through the Unfair Competition Prevention Law, which states that if trade secrets are infringed by an enterprise, the civil and administrative relief can be applied. However, the Unfair Competition Prevention Law has several loopholes. For example, infringement of trade secrets by employees is not covered, because the law does not apply to employees.

This paper also offers the author's perspective of the trade secrets protection system in the future. According to the author, in order to overcome the drawbacks of the present system, it is preferable to enact a new law such as a Trade Secrets Law than to revise the present Unfair Competition Prevention Law.

キーワード：トレード・シークレット、不正競争、知的財産

* 本稿は私の博士論文の要約にあたるものである。博士論文と本稿の作成については勿論だが、長い留学生活において指導教官である大阪大学法学部教授江口順一先生に公私にわたり大変お世話になった。この場を借りて先生の学恩を感謝したい。

なお、博士論文の作成にあたって、大阪大学法学部教授西村幸次郎先生及び同大学国際公共政策研究科助教授床谷文雄先生にもご指導をいただいた。ここにお礼を申し上げたい。

** 株式会社リコー法務本部

はじめに

中国は1978年に「改革・開放」政策を採用して以来、技術開発を進め、著しい経済成長を成し遂げた。これに伴い、技術上及び経営上の秘密情報であるトレード・シークレットの重要性も益々増大しており、それを保護する必要性が高まってきている。更に知的財産の保護に関する国際的なハーモニゼーションの流れの中、中国は先進諸国からトレード・シークレット保護法の確立を強く要請されてきた¹⁾。このような内外の要請を受けて、中国国内ではトレード・シークレットの重要性に関して議論がなされ、その保護制度も徐々に整備されつつある。特に、1993年に制定された不正競争防止法は、トレード・シークレット保護に関する明確な規定を含んでおり、世界から注目が集まっている。

不正競争防止法はトレード・シークレット侵害行為を不正競争行為として位置づけ、公正な競争秩序の維持の観点から、トレード・シークレットに保護を与えている。この法律はトレード・シークレット保護制度の中心的な役割を果たすものであるといえる。本稿では、不正競争防止法の関係規定を中心に、中国のトレード・シークレット保護制度及びその運用を検討したい。

また、経験の不足および立法当時の中国国内政治・経済事情により、中国のトレード・シークレット保護制度には、さまざまな問題が存在している。トレード・シークレットを有効に保護するには、制度の改善が中国にとっ

て当面の急務といえよう。そこで、本稿では中国が今後とるべき政策の方向をも提示したい。

I トレード・シークレットの定義

不正競争防止法第10条第3項は、トレード・シークレットを「公然と知られておらず、保有者に経済的利益をもたらす、実用性を持ち、保有者が秘密を維持するために措置を講じた技術上または営業上の情報」と定義している。

この条文から見れば、技術上または営業上の情報がトレード・シークレットとして保護されるためには、秘密性、実用性および保有者が秘密維持措置を講じていることの三つの要件を満たさなければならない。以下ではこの三つの要件の内容を検討する。

1. 秘密性

秘密性はトレード・シークレットの本質的特徴である。即ち、ある情報がトレード・シークレットとして保護されるには、公開されていないことが必要である²⁾。しかし、この秘密性は必ずしも絶対的なものではなく、第三者が正当な手段によって情報を獲得できなければ、秘密性があると考えられる。

2. 実用性

実用性について立法担当者³⁾は、次のように解説している。

トレード・シークレットであるためには、実用性を有しなければならない。なぜなら、実用性のない情報は保護する必要があるから

1) アメリカは知的財産権戦略の一環として二国間交渉を通じて他の国の知的財産権保護の強化を要請してきた。その中で、中国は重要な交渉対象になり、今まで二回の交渉が行われた。1991年の第一回目の米中知的財産権交渉では、「米中知的財産権保護に関する覚え書き」が締結され、中国はトレード・シークレット保護制度の導入を約束した。

2) 国家工商行政管理局条法司編『反不正当竞争法講座』(とう案出版社、1993年)72頁。

3) 不正競争防止法は、まず国家工商行政管理局が草案を作成し、全国人民代表大会常务委员会法制工作委员会がそれを審査し、更に、常務委員会の審議を受けるという過程を経て制定された。本稿においては、工商行政管理局と全国人民代表大会常务委员会法制工作委员会を区別せずに立法担当者という。

である。トレード・シークレットは、その保有者に現実的または潜在的な経済的利益をもたらさなければならない。たとえば、生産能力を低下させ、生産コストを上昇させるような技術は、たとえこの情報に秘密性があるとしてもトレード・シークレットになりえないのである⁴⁾。

3. 秘密維持措置

この要件について、立法担当者は、

「ある情報がトレード・シークレットとして保護されるには、その保有者は秘密性を維持するために適当な措置を講じなければならない。例えば、他人が容易にアクセスできる場所に秘密情報に関する資料を保管している場合には、この情報はトレード・シークレットになりえない」と述べている⁵⁾。「適当な措置」とは、情報の特徴に応じて、情報を第三者による侵害から有効に保護できる措置をいう⁶⁾。

したがって、「秘密管理」は必ずしも厳重なものであるわけではない。第三者の正当な手段による入手を不可能にする措置を取れば、この要件を満たすであろう。

4. トレード・シークレットの範囲

不正競争防止法第10条は、技術的情報だけでなく、営業上の情報もトレード・シークレット保護の対象になると規定している。

トレード・シークレットの具体例として、立法担当者は加工方法、化学工程、製品の配分、設計図、管理方法、生産あるいは販売計

画、顧客名簿などを挙げている⁷⁾。

また、最高人民法院(中国の最高裁判所)は、トレード・シークレットには生産方法、製品の組成、顧客リスト等の公開されていない工業及び商業上の秘密が含まれると考えている⁸⁾。

II トレード・シークレット侵害行為

トレード・シークレットは一種の特別な知的財産として保護されるが、排他権ではない。そのため、トレード・シークレットが保護されるためには、トレード・シークレットの存在だけでは不十分であり、トレード・シークレットを侵害する不正競争行為の存在が必要とされる⁹⁾。

トレード・シークレットの侵害行為については、主に不正競争防止法第10条において規定されている。

第10条:

1. 事業者は以下の方法によってトレード・シークレットを侵害してはならない。
 - (1) 窃盗、買収、脅迫その他の不正手段によって保有者のトレード・シークレットを取得する行為
 - (2) 不正手段によって取得した保有者のトレード・シークレットを開示若しくは使用、又は他人に使用させる行為
 - (3) 約束違反または保有者による秘密保持要求に違反し、掌握したトレード・シークレットを開示・使用し、

4) 国家工商行政管理局条法司編『反不正当竞争法释义』(河北人民出版社、1993年)65頁。

5) 同上、65頁。

6) (前出)『反不正当竞争法講座』(1993年)72頁。

7) (前出)『反不正当竞争法释义』65頁。

8) 「関与適用中華人民共和国民事訴訟法」(154条)北京市高級人民法院知識產權審判庭編『知識產權訴訟法律手冊』(中国政法大学出版社、1994年)所収。

9) トレード・シークレットの法的性格について、中国国家科学技術委員会編『中国の知的財産権制度』(科学技術文献出版社、1992年)115頁参照。

または他人に使用させる行為

2. 前項の違法行為を明白に知っているか
または知り得べき第三者が保有者の
トレード・シークレットを取得、開示又
は使用することは、トレード・シーク
レット侵害行為と見なす。

本節においては、不正競争防止法第10条
を中心に、最高人民法院の解釈を加えてトレー
ド・シークレット侵害行為の構成を検討する。

1. トレード・シークレットの不正取得、開 示または使用

不正競争防止法第10条第1項1号及び2
号は、窃盗、買収、脅迫その他の不正手段に
よりトレード・シークレットを取得する行為、
及びその不正に取得したトレード・シークレ
ットを開示・使用または他人に使用させる行為
をトレード・シークレット侵害行為と規定し
ている。

不正手段には「窃盗、買収及び脅迫」とい
うスパイの手段の他に、一般的に社会常識か
ら非難されるような手段も含まれる。

「その他の手段」の具体的内容について明
確な規定がないので、どのような行為が不正
手段による取得とされるかについては、法律
運用機関(裁判所または工商行政管理局)によ
って当時の社会状況に照らしケース・バイ・ケ
ースで判断されるであろう。正当な手段により
トレード・シークレットの取得については、
最高人民法院は、技術の独自開発、適法な見
学または市販製品の解析などのいわゆるリバー
ス・エンジニアリングはトレード・シークレ
ットの侵害行為にあたらないと考えている¹⁰⁾。

2. 秘密保持義務違反行為

不正競争防止法第10条第1項3号は、秘
密保持義務違反行為をトレード・シークレ
ット侵害行為と規定している。この類型の侵害
行為は、秘密保持義務に違反して、保有者か
ら合法的に取得したトレード・シークレット
を開示・使用し、または他人に使用させる場
合である。

どのような場合に秘密保持義務が発生す
るかについては、同号の規定によると、まず保
有者と取得者の間に約束がある場合、つまり
明示的な秘密維持約束が存在する場合に秘密
保持義務が生じる、としている。

また、同号によると、保有者から秘密維持
を要求された場合にも秘密保持義務が発生す
るとしている。換言すれば、保有者による秘
密維持要求があるかぎり、これに応じるか黙
認するか、また、これを拒絶するか如何にか
かわらず、秘密保持義務が生じる。

要するに、適法に掌握したトレード・シー
クレットについての秘密保持義務は、明示的
な約束または要求によって生ずる。換言す
れば、秘密保持義務は黙示的に発生しない。

3. 悪意の転得者の行為

不正競争防止法第10条第2項は見なし規
定であり、悪意の第三者がトレード・シー
クレットの不正取得者あるいは不正開示者か
らトレード・シークレットを取得し、その取得
したトレード・シークレットを開示または使
用する行為はトレード・シークレット侵害と
見なされる。

本項を設けた理由としては、近年、技術移
転の仲介者が、不法行為の存在を知りながら、
不正取得者あるいは不正開示者からトレード・
シークレットを入手し、それを転売する事件

10) 最高人民法院「科学技術紛争事件の審理における若干問題に関する規定」(第55条)最高人民法院研究室編『司法文件選』第11集(人民法院出版社,1995年)30頁。

が増えてきているからである。

4. 善意取得者の行為

中国の不正競争防止法には、善意取得者の行為についての明確な規定が存在しない。この問題を明確にするため、最高人民法院は司法解釈を出している。これによれば、善意でトレード・シークレットを取得した場合、取得後はそれを引き続き使用できる。ただし、取得者は保有者に合理的な使用料を支払い、かつ秘密を保持しなければならない¹¹⁾。すなわち、不正取得行為または不正開示行為が介在しているトレード・シークレットを取得した者が、取引によるか又は他の方法で取得したかを問わず、取得時点で善意であるかぎり、後で悪意に転じて、トレード・シークレットの使用については差止めの対象とはならない。

中国においては、特許侵害の場合、侵害行為を差し止めるよりも、むしろライセンス契約を結ぶ方が権利者にとっても社会全体にとっても有益ではないか、という見解が存在する¹²⁾。その理由は、中国では市場が広いために、ある技術を権利者だけで十分に実施することは現実的に不可能だからである。この最高人民法院の「善意取得者の行為」に関する解釈は、正にこの考え方に立つものと考えられる。しかし、このような善意者の保護規定は明文化すべきであろう。

Ⅲ トレード・シークレット侵害に対する民事的救済

トレード・シークレット侵害に対する民事的救済は不正競争防止法第20条に規定され

ている。また、民法通則第118条に知的財産権侵害の民事責任に関する規定もある。以下にこれらの条文を中心にトレード・シークレット侵害の民事責任を検討する。

不正競争防止法第20条:

「事業者は、この法律の規定に違反して被害者に損害を与えた場合、損害賠償の責任を負わなければならない。被害を受けた事業者の損害を算定できない場合には、侵害者が侵害期間において侵害行為により得た利益を賠償額とする。かつ、本法により定められた不正競争行為を行なった事業者は、被害を受けた事業者が不正競争行為を調査するために支出した合理的費用を負担しなければならない。事業者は、その適法な權益が不正競争行為による損害を受けた場合には、裁判所に訴えを提起することができる。」

不正競争防止法第20条は、不正競争行為全体を対象とする規定であるが、トレード・シークレット侵害の場合においてもこの規定を適用できることはいうまでもない。

不正競争防止法はトレード・シークレット侵害について損害賠償責任を定めているが、差止請求に関する規定は存在しない。この点について、立法担当者は不正競争行為の民事責任としては差止めなどの責任を排除しないが、損害賠償責任が主な責任であると説明している¹³⁾。立法担当者は言明していないが、おそらくは後に検討する侵害行為に対する行政的制裁の中に、工商行政管理局による侵害停止命令が存在し、それにより不正競争行為を排除することがより迅速にできるため、差止請求権を設ける必要はないというのが、

11) 最高人民法院「科学技術紛争事件の審理に関する若干規定」最高人民法院研究室編『司法文件選』第11集(人民法院出版社,1995年)29頁。

12) 湯宗舜『專利法解説』(專利文献出版者,1994年)272頁、程永順『專利訴訟』(專利文献出版者,1994年)120頁。

13) (前出)『反不正当竞争法釈義』91頁。

立法者の考え方であろう。

民法通則第118条は、「自然人または法人は、その著作権、特許権、商標権、発見権、発明権及びトレード・シークレットを剽窃、篡改及び盗用などによって侵害された場合には、侵害行為の差止め、信用回復、損害賠償を請求する権利を有する」と規定している。

しかし、民法通則第97条第2項は「国民は、自分の発明又はトレード・シークレットについて褒賞、報奨金その他の奨励を受ける権利を有する」と規定している。

この規定が定めているトレード・シークレットは開発者が褒賞などの精神的奨励を受ける権利に過ぎない。第97条第2項から類推すると、民法通則第118条もこのような精神的な権利の侵害に関する救済規定に過ぎない。財産としてのトレード・シークレットが侵害された場合、118条の適用には無理がある。

以上の分析から、中国ではトレード・シークレット侵害についての差止請求権の明文規定は存在しない。しかし、トレード・シークレットの的確な保護のためには、迅速に侵害行為を停止させることが最も重要である。現在、トレード・シークレットに関する裁判例では、民法通則第118条を援用して差止請求を認めるのが通常である。

民法通則第118条を適用する妥当性について、ある論者は、明文規定が欠如している場合には、トレード・シークレットを有効に保護するためには、民法通則第118条を拡大解釈して適用することが必要かつ妥当であると指摘している¹⁴⁾。しかし、差止請求権についての明文規定がないことは、中国の現行制度の大きな欠陥である。そこで、現実には、中国の裁判例では、上述のように民法通則第

118条が適用され、トレード・シークレットが侵害された場合、被害者は侵害行為の差止め、損害賠償の請求が認められている。さらに営業上の信用が害された場合、信用回復も請求できるのである。

1. 差止め

差止めによる救済は侵害行為の永久的な差止めによってなされるのが普通である。予防請求権については規定が存在しない。中国では雇用の安定が重視されるため、特許侵害の場合、予防請求が認められた例がまだないのが現状である。したがって、トレード・シークレット侵害に対する予防請求を認めるのも同様に困難だと考える。また、廃棄・除去請求権が認められるかどうかについても、明確な規定が存在しない。しかし、特許、商標侵害の場合には、廃棄・除去請求は差止めの付帯請求として認められている¹⁵⁾ため、トレード・シークレット侵害の場合にも、同じように認められると考えられる。また、民事訴訟法に基づく¹⁶⁾仮処分も申請できるが、職業の安定などの要因を考慮するため、現実には裁判所は仮処分の容認に対して慎重な態度を取っている¹⁷⁾。

2. 損害賠償

保有者は、その保有しているトレード・シークレットが侵害され、かつ損害を被った場合、損害賠償を請求することができる。

不正競争防止法第20条によれば、損害賠償額の算定は、まず、保有者が受けた損失を基準とする。この方法による算定が困難な場合には、侵害者がトレード・シークレットの不正使用により獲得した利益を基準にして算

14) 楊金琪『專利商標技術合同疑難案例評析』(中国物資出版社,1995年)287頁。

15) 湯宗舜・前掲書272頁、程永順・前掲書120頁。

16) 中国「民事訴訟法」97条。

17) 程永順・前掲書119頁。

出する。

アメリカの統一トレード・シークレット法は、相手の行為が悪意によってなされた場合には、裁判所は勝訴した側に対して弁護士費用の賠償を認めることができると規定している¹⁸⁾。同じように、中国不正競争防止法でも、類似の規定がある。つまり、不正競争防止法第20条は、不法行為者は被害者が不正競争行為を調査するために支払った費用を負担しなければならないと規定している。

ここにいう「調査費」は、被害者が侵害者に対抗するための証拠収集費用、および訴訟費用などを指している。弁護士を依頼する場合には弁護士費用が含まれるのは当然である。ただし、費用の額は合理的なものでなければならない。この規定を設けた理由としては、悪質な不正競争行為を防止すること、また私人による不正競争行為の摘発を奨励することなどが挙げられている¹⁹⁾。調査費の賠償を認めた判例は既に出ている²⁰⁾。

IV トレード・シークレット侵害に対する行政的制裁

中国不正競争防止法はトレード・シークレット侵害行為を含む不正競争行為に対して行政制裁を設けている。行政的制裁手段を設けた理由としては以下の二つが挙げられる。

1. 不正競争行為は私的権利を侵害するだけでなく、正常な経済秩序を破壊する側面もある。社会的利益を侵害行為から保護するためには、行政機関の関与が必要とされる。

2. 不正競争行為による被害者の救済に関して、民事的救済は民事訴訟手続きの複雑さもあり、また立証の難しさもあるため、しばしば費用がかかるだけでなく不十分でもある。これに対して、行政的救済手段は簡単で迅速であり、不正競争行為の迅速な排除のためには有益である。

トレード・シークレット侵害行為に対する行政的制裁の内容に関して、第25条は「本法第10条の規定に違反し、トレード・シークレットを侵害した場合、法律運用機関はその侵害行為を停止させる命令を発し、1万元以上、20万元以下の過料を課すことができる」と規定している。

「侵害停止命令」（実際には、差止命令と内容が同じであるが、これは行政命令であるので、「侵害停止命令」の用語を使用する）を発するには、侵害行為による損害が実際に発生したことを必要とせず、トレード・シークレットを侵害した事実のみで十分である。また、侵害者自身の故意または過失を必要としない²¹⁾。

過料は1万～20万元であり、その他の経済立法と比べると、高いものである²²⁾。過料を課す要件としては、侵害行為の存在のほかに行行為者の過失が必要となる。行為者の主観的要件は侵害行為者に対して過料を処するか否か、また過料の金額を決定する上での重要な要因である²³⁾。

行政的制裁の決定と執行は、不正競争防止法の運用機関によって行われる。日本では、不正競争防止法が「私法」の性格を持っている²⁴⁾ため、行政機関は法の運用に関与しない。

18) アメリカ「統一トレード・シークレット法」第4条。

19) (前出)『反不正当竞争法釈義』91頁。

20) 法制日報(1994年11月14日)の記事参照。

21) (前出)『現代競争法の理論と実践』277頁。

22) たとえば、著作権法は、著作権侵害行為に対する罰金額が最高10万元と規定している(「中華人民共和国著作権法实施条例」第51条参照)。

23) (前出)『反不正当竞争法講座』117頁。

しかし、中国では不正競争防止法を経済法として位置づけているため、行政機関は不正競争行為を積極的に取り締まることができるのが特徴である。この点から見れば、中国の不正競争防止法は日本の独占禁止法と類似している。

不正競争防止法第3条は県レベル以上の工商管理局を法律運用機関として定めている。すなわち、法律を運用する行政機関は1ヶ所ではなく、複数である。これは、「計画経済」から「市場経済」への転換期にある中国では不正競争行為が多発し、ただ一つの中央機関では全国的に多発している不正競争行為を集中的に取り締めることは不可能であると考えたからである。しかし、これにより、法律運用の不統一という問題が生じることが危惧される。

V 人材移動とトレード・シークレット保護

計画経済時代の中国では、従業員の企業間移動は殆どなかった。しかし、改革開放後、中国政府は経済開発及び技術革新を促進するため、雇用の流動化、特に技術者の移動を奨励する政策を採り、人材の移動が活発に行われるようになった²⁴⁾。

人材の移動は経済の発展、特に内陸部、郷鎮企業²⁶⁾の経済の発展に大きな役割を果たしてきたが、その反面、企業のトレード・シークレット侵害をもたらすマイナス面も出てきた。統計によると、侵害事件の中では、人材

移動に伴う従業員または元従業員によるトレード・シークレットの不正使用・開示が最も多く、大半を占めている²⁷⁾。

さらに、このように人材の移動によるトレード・シークレットの被害は、近年話題になってきた人材の「引抜き」が拍車を掛けている。人材の「引抜き」は企業自身で行う場合もあるが、いわゆる「ヘッド・ハンティング公司」の手で実現する場合もある。「ヘッド・ハンティング公司」は人材の紹介を業務とする会社であり、全国では何千社も設立されたという。「ヘッド・ハンティング公司」は、一般的に秘密工作を通じて大手会社の人材を引き抜き、中小企業に紹介する。逆に中小企業により「引抜き」を依頼されることもある。実は、このような「ヘッド・ハンティング公司」の本当の狙いは人材ではなく、人材を通じて大手企業のトレード・シークレットを取得するというにある²⁸⁾。

1. 不正競争防止法のアプローチ

人材の移動に伴いトレード・シークレットが侵害された場合には、不正競争防止法による救済ができないケースが多い。なぜなら、不正競争行為者は事業者に限定され、従業員が経営者にならないかぎり、規制の対象にならないからである。不正競争防止法によって規制される場合は、二つしかない。一つは従業員が退職して他の会社の経営者になるか、または新会社を設立した場合である。この場合には、従業員は当然に事業者であるので、そのトレード・シークレット侵害行為に対し

24) 日本の「不正競争防止法」の私法的性格について、江口順一「不正競争法の比較研究-法システムの現代化」『JCA ジャーナル』(1991.9)11頁。

25) たとえば、北京市の企業10社に対する調査によると、1991年から1993年5月の間に、10社全体で2729人、総従業員数の5%が転出してしまった。張玉瑞『商業秘密的法律保護』(專利文献出版社・1994)4頁。

26) 「郷」と「鎮」は、中国の最小の行政区画であり、日本の村と町に相当する。郷鎮企業とは、中国の郷・鎮の地方政府(地方自治体)が経営している企業を意味する。郷鎮企業には、中小企業が多い。

27) 法制日報1993年8月5日付記事に参照。

28) 法制日報1994年5月20日付報道を参照。

て不正競争防止法の規定を適用できる。もう一つの場合は、いわゆる「引き抜き」の場合である。この場合には、従業員に対しては不正競争防止法を適用できないが、人材を引き抜いた会社、すなわち新しい雇用主に対して（それが善意でないかぎり）、不正競争防止法の規定が適用される。

しかし、トレード・シークレットを侵害した従業員に対して何の制裁もないわけではない。上述のように、実務上、このような場合には、民法通則第118条を適用するのが実情である。ただ、経営上のトレード・シークレットが侵害された場合には、民法通則を適用できない。しかし、ただちにそれが法的保護の欠如を意味するわけではない。このような場合には、後に述べるように、秘密保持契約が存在する場合には、その契約により保護されることが可能である。

2. 契約法のアプローチ

(1) 秘密保持契約

1994年7月5日に制定された労働法第22条は、労働契約の中ではトレード・シークレットの秘密保持条項を含むことができると規定している。さらに同法第102条には、被使用者が守秘義務に違反すると、損害賠償責任を負うと規定されている。この規定によれば、労働契約の中に退職後秘密保持条項がある限り、退職した従業員がトレード・シークレットを漏洩または使用させた場合には、この条項を援用して救済できることはいうまでもない。

(2) 競業避止契約

退職した従業員との間に特約または競業避止契約が結ばれている場合には、その元従業員によるトレード・シークレット侵害に対し

て、契約上の責任を追及できる。しかし、このような契約が無効になる場合がある。特に競業避止契約の効力については、会社の高級職員には競業避止義務を負わせるべきだが、普通の従業員にも競業避止義務を負わせるのは、中国の現状から見れば不可能であるという意見が有力である²⁹⁾。

競業避止契約に関する判例は既に出ている。それが最高人民法院によって肯定され、この分野のリーディングケースになると思われる。

本件は、飲物の製造方法に関するトレード・シークレットを有している原告が、その取締役であった被告との間に秘密保持及び退職後2年間の競業避止を内容とする労働契約を結んだが、被告が退職後に競争会社に転職し、原告の製品と類似する製品を製造したという理由で、被告を訴えた事件である。判決は多岐にわたるので詳細部分は割愛するが、避止契約の有効性について、裁判所は「契約は2年間、被告の就職の範囲を制限しただけで、被告の就職の権利を剥奪したとはいえない」と判示した³⁰⁾。

学説と裁判所の見解を総合すれば、中国では労働者の権利保護に重点をおくが、期間などの制限を条件に高級従業員または高級技術者に競業避止義務を負わせることは容認されるようである。

むすびに代えて—中国のトレード・シークレット保護制度の展望—

以上は中国におけるトレード・シークレット保護制度を紹介し、その問題点も指摘した。以下、今後の展望について私見を述べる。

29) 張玉瑞・前掲書126頁。

30) 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』第12集(人民法院出版社,1995年)134頁。

1. 特別法制定の必要性

以上の検討からわかるように、中国のトレード・シークレット保護制度は、さまざまな問題または課題を抱えている。トレード・シークレットを有効に保護するためには、制度の改善が必要である。改善の必要性そのものについては中国国内においても認識されており、反対意見はほとんど存在しない。しかし、どのような方向に現行制度を改善するかについては、意見が分かれている。一つは、徹底的に改善する必要があるという主張である。すなわち、トレード・シークレット保護を目的とする特別法(以下は特別法という)を制定すべきだという主張である。もう一つの見解は、いわゆる時期尚早論である。この観点によれば、社会変動期にある現段階では、特別法の制定はまだ時期尚早であり、トレード・シークレット保護制度の改善は関係する法律、特に不正競争防止法の改正を通じて実現すべきだという主張である³¹⁾。

筆者は、次の理由で特別法の制定はどうしても必要だと考える。中国においては、トレード・シークレットの侵害、特に転職に伴うケースが多発している。しかし、不正競争防止法が不正行為者を事業者に限定しているので、事業者でない従業員または元従業員によりトレード・シークレットが侵害された場合は、不正競争防止法は適用できない。したがって、事業者以外の者によるトレード・シークレットの侵害行為を規制する法律規定を設けることが急務になっている。しかし、不正競争防止法の改正によりこの問題を解決することは困難である。なぜなら、前述したように中国の不正競争防止法は日本の独占禁止法に似ており、その規制対象は事業者の行為であり、

従業員などの自然人による行為を規制することは法理上および法技術上困難なことだからである。

2. 特別法の立法指針について

トレード・シークレットを保護する特別法の立法指針に関して、中国では主に以下の二つの意見が存在する。

(1) 財産権の保護はトレード・シークレット保護の基本理念である。この見解によると、先進諸国の立法ではトレード・シークレットを知的財産として定めており、トレード・シークレットが知的財産の中で占める地位は高まっている。今まで中国でトレード・シークレットが十分に保護されなかった原因は、トレード・シークレットの財産性についての認識が不十分であったことによる。したがって、トレード・シークレット保護法を制定する際には、トレード・シークレットが重要な財産であるという認識を立法の全過程で貫くべきである³²⁾。

(2) 商業モラルの維持は、トレード・シークレット立法の出発点である。この考え方によれば、国際的に見ても欧米の早期のトレード・シークレットに関する判例及び立法では、商業モラルの維持が基本理念であった。中国においては、計画経済から市場経済への過程にあるがその時期にあり、激しい商業戦争が既に展開されている。知的かつモラルの高い経営者を養成することもトレード・シークレット保護の目的の一つである³³⁾。

トレード・シークレット保護の根拠について、大阪大学の江口順一教授は、次の二つのことを指摘されている³⁴⁾。

第一に、トレード・シークレットの保護は

31) 商業秘密法制叢書編写委員会『商業秘密法制現状及案例』(中国法制出版社,1995年)44頁以下。

32) 同上、48頁。

33) 張玉瑞・前掲書13頁。

34) 江口順一「技術革新と法制-トレード・シークレット保護法理-」『大阪大学開放講座3巻』110頁以下参照

技術革新の要請である。なぜなら、トレード・シークレットの開発には、相当額の投資が必要であり、仮に競業者が同業者から主要な被用者を引き抜いて直接的便益を獲得できる状態が野放しになれば、研究投資の意欲がまったく減退させられてしまうからである。

第二に、不正競争行為の防止は、トレード・シークレット保護の重要な根拠である。

更に、江口順一教授は、発展途上国におけるトレード・シークレットの保護を考える場合、技術移転との関係を見捨てることできないと指摘されている³⁵⁾。つまり、発展途上国におけるトレード・シークレット保護は技術導入と密接な関係があるから、技術導入に役立たなければならないという観点から制度の設計及び運用がなされるべきと論じられている。

これらの指摘は、現在の中国の事情にも妥当するであろう。中国はトレード・シークレット保護に関する特別法を制定する過程においてこのような理念を貫くべきであると考えられる。

3. 条文の詳細化と合理化

不正競争防止法のトレード・シークレットに関する条文は簡単で抽象的である。その原因としては、第一に、立法当時にトレード・シークレットの法理論および社会実情に関する研究が不十分であったことがある。もう一つの原因は、中国の特別な政治・社会風土にある。中国では、社会主義計画経済時代に形成された官僚主導の慣行が、法律の領域にも根強く残っている。中国の経済諸法律の多くは、立法時に簡単な法律条文を作り、後に運用行政機関が詳細な実施細則を制定するという方法を採用している。この方法によれば、行政機関は、大きな裁量をもって法律を運用できるという利点がある。

しかし、不正競争防止法の場合には、立法当局は行政機関の権限を制限するために、細則を制定する旨の規定を置いていなかった。そこで、不正競争防止法におけるトレード・シークレットに関する条文は簡単・抽象的であって具体的規定に欠けるので、法律の適用に困難な場合が生じている。したがって、特別法を制定する際には、周到・詳細な法律を制定することが必要である。

35) 江口順一(比較法研究センター編)『東南アジアの財産的情報の保護に関する調査研究』(1989年)1頁参照。